

18歳・19歳がねらわれる！

～悪質商法のターゲット？～

令和4年12月
東京都消費生活総合センター
東京都教育庁指導部高等学校教育指導課

成人になりたての 18歳・19歳がねらわれる！？

※令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられました。

理由1
自分の意志で高額な買い物ができる！

理由2
親権者の承諾無く、お金が借りられる！

理由3
未成年者取消権が使えない！

SNSを入り口として

SNSをきっかけとした消費者トラブルが、10～20歳代の若者に増えています。SNS上には、「業界No.1」、「お試し0円」などの広告が目立ちます。通信販売には、クーリング・オフ制度がありません。事前に内容を確認することが大切です。また、SNS上の個人情報の管理には注意が必要です。

<事例>

興味があった全身脱毛を調べていたら、SNSに「月3千円で全身脱毛」という広告が入ってきた。それなら自分でも払えると思ったが、予約したカウンセリングで、勧められた1年間通い放題コース、総額約40万円、月々約1万5千円、36回払いの契約書にサインしてしまった。月1万5千円の出費は厳しく、解約したい。あなたならどうする？！



詳細は→

人間関係をきっかけとして

進学や就職をすると、人間関係が広がります。マッチングアプリで、プライベートコミュニティに誘われたり、SNSで知り合った人からの投資や儲け話を受けて契約したものの、話が違ったというトラブルが絶えません。

<事例>

友人に誘われて、イベントに参加した。そこで、主催者の男性から「毎月3万円支払って会員になれば、イベントチケットを1枚5千円で販売できる。6人に売れば元がとれ、売れば売るほど儲かる」と勧められ、契約した。しかし、よく考えると、月会費も高く、チケット販売も負担のため退会したいが、「退会するなら解約料6万円を支払うように。未成年者契約の取消しはできない」と返信があった。契約書もなく、相手の住所も分からない。あなたならどうする？！



詳細は→

御家族の皆さんへ

成人になりたての18歳・19歳は、社会経験が浅く、悪意をもった業者にねらわれやすい状況にあります。また、以前には考えられなかったトラブル*に巻き込まれる可能性もあります。

普段から御家族で話題にさせていただき、若者の消費者トラブルの未然防止に努めてください。

*セミナーへの勧誘、転売ビジネス、マッチングアプリ、オンラインサロン、アフィリエイト副業などによりトラブルが発生することがあります。

おかしいと感じたら

早い対応

時間が経つと解決が困難になる場合があるため、すぐに対応する。

一人で抱え込まない

周りの人に相談をする。

信頼できるサイトを検索

東京くらしWeb や国民生活センターのサイトの様々な情報をみる。

専門機関へ相談する

気軽に相談する。



東京くらし Web

国民生活センター



困ったら、まず相談！

東京都消費生活総合センター
消費者ホットライン
03-3235-1155 188

東京都消費生活総合センターへの来所相談
電話、外国語対応、聴覚障害等への対応
など詳細については、HP 窓口案内参照

